

湯沢町Uターン促進奨学金返還支援事業補助金のご案内

問 教育課 教育係 ☎ 025 - 784 - 2211

湯沢町では町内へのUターンを促すため、湯沢町奨学金を受けて進学し、卒業後に湯沢町内に居住（Uターン）して就労している方の奨学金返還支援事業を実施しています。

対象となる奨学金

湯沢町奨学金

補助対象者

次の1または2に該当し、かつ3～6のすべてに該当する者

1. 令和5年4月1日以降初めて湯沢町奨学金の返還を開始した者
2. 令和5年3月31日時点で既に湯沢町奨学金の返還を開始しており、令和5年4月1日以降に湯沢町外から湯沢町内に住所を移した者（ただし、湯沢町奨学金の貸与期間中に湯沢町外に居住していた者で、その間、湯沢町内に住所があった者を含む）
3. 補助金の申請時点で町内に住所を有し、現に居住している者で湯沢町内外で就業している者
4. 転勤等による一時的な住民登録ではなく、継続して湯沢町内に居住する意思がある者
5. 在学期間中に湯沢町奨学金の貸与を受け、返還計画に則り返還を開始した者
6. 湯沢町奨学金の返還および町税等の滞納がない者

補助金額

前年度に返還した奨学金の額の2分の1

申請方法

申請書一式を湯沢町教育委員会教育課へ提出いただきます。詳細は教育課までお問い合わせいただくか、町ウェブサイトからご確認いただけます。

町ウェブサイト（トップページ→くらしの情報→子育て支援（スクスクゆざわ）→目的で探す→手当・助成→入学・就学に関する助成）



令和8年度二十歳のつどい実行委員募集

湯沢町では二十歳のつどいの第2部（記念事業）を実行委員が企画・運営し、一生に一度しかない節目の式を盛り上げています。町外在住者もオンラインで会議への参加が可能ですので、お問い合わせのうえぜひご応募ください。

開催日 令和8年8月14日（金）（予定）

対象 令和2年度に湯沢中学校を卒業された方、平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれで湯沢町に住民票がある方

実行委員の主な役割

- ・二十歳のつどい記念事業（第2部）の企画、運営
- ・二十歳のつどい記念品の選定
- ・二十歳のつどい式典（第1部）の受付補助

申・問 湯沢町教育委員会 教育課（湯沢町大字神立1580）

☎ 025 - 784 - 2211 ✉ kyouiku@town.yuzawa.lg.jp



町ウェブサイト